

「(仮称)日之影町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社エルゴジャパンエナジーが、宮崎県延岡市、西臼杵郡日之影町、東臼杵郡美郷町及び諸塚村において、最大で総出力58,800kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、多数の住居が存在することから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、想定区域の周辺では希少猛禽類であるイヌワシの生息も確認されている。また、想定区域及びその周辺は、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性もあることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

さらに、想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回から第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生等が存在することから、本事業の実施により植物及び生態系への影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、

代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、宮崎県が公表する土砂災害危険箇所(土石流危険渓流等)及び「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく山地災害危険箇所(崩壊土砂流出危険地区等)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、想定区域の周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息も確認されている。また、想定区域及びその周辺は、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性もあることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経

路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回から第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地を活用すること等により、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。